

皇女総覧(十二) — 嵯峨天皇皇女(仁子内親王)・淳和天皇皇女(明子内親王) —

皇女研究会

仁子内親王

『本朝皇胤紹運録』(注1)によると仁子内親王の母の項には「母同秀子」となっており、秀子内親王の項には「母大原氏」となっている。諱は分らない。一方『帝王編年紀』では、仁子内親王の母は「母大原浄子」と書かれている。一見、仁子と秀子は同母で生母は「大原浄子」ととれるが、秀子内親王の母について他の文献を併せて考えると、「大原浄子」ではなく、橘嘉智子と考えられる(注2)。仮に仁子内親王が秀子内親王と同母であるという説に従うと、長幼の序で秀子を長と考えているものと思われるが、秀子内親王は大同五年(八一〇)以降に誕生していると考えられるので、『日本後紀』に大同四年(八〇九)八月十一日に仁子内親王が伊勢齋宮に卜定された時点で仁子内親王がまだ生まれていないことになってしまい矛盾する。従って仁子内親王が秀子内親王と同母だとする『本朝皇胤紹運録』には従いがたい。そこで仁子内親王の生母は『帝王編年紀』が記す大原浄子であるとしてほぼ間違いのないであろう。

では仁子内親王の生母、大原浄子とはどのような人物なのであろうか。『姓氏家系大辞典』の「大原真人」の項を

見ると「浄子(又清、従三位)」と書かれている。「皇室御系図」仁子内親王の項には「母大原家継女浄子(紹)」とあり、大原浄子は大原家継女となっている。

しかしながら『群書類従』所収の『本朝皇胤紹運録』にはこの「家継」という記載がない。ちなみに玉里文庫所蔵『本朝皇胤紹運録』仁子内親王の項には「母同秀子」の記載が棒線で消してあり、脇に「女御■大原浄子正六位上宗継女」となっている。(■は何らかの字を墨で消した跡)何らかの史料によつて訂正された跡が窺える。

宝賀寿男氏は『古代氏族系譜集成』において、「大原真人」系図(注3)には家継の名は見えないこと、および真甘(まかい)(注4)・清子が美氣(みけ)(注4)の弟妹となつているが、先の「皇室御系図」および、美氣の年代から真甘・清子の父として家継を補つたと述べている。但し、家継あるいは宗継の記事は六国史に見えず、平安時代フルテキストデータベース(注5)を検索しても出てこない。家継あるいは宗継に関してはなお、慎重に考えるべきであろう。なお、「浄子」には「清子」の文字もあり、このことから「きよいこ」とでも読んだのであろうかと思われる。六国史でも二様に表記されているが本稿では「浄子」に統一する。

大原氏略系図



嵯峨天皇

西暦	和暦	天皇	月日	記事
七三九	天平十一年	聖武	4	今城王、高安王等とともに大原真人を賜るか。『万葉集』(注6)
七五七	天平宝字元年	孝謙	5/3	今城、正六位上から従五位下となる。6/16 治部少輔となる『続日本紀』
七六三 七六四	七年 八年	孝謙 称徳 (重祚)	1/9 1/7	今城、左少辨となる。5/4 上野守となる。『続日本紀』 今城、従五位下から従五位上になる『続日本紀』
七七一 七七一	宝龜二年 閏三年	光仁	3/28 9/23	今城、従五位上に復位。1/23 少輔となる。『続日本紀』 今城、駿河守となる『続日本紀』

七七五	六年		6/28	美氣、正六位から従五位下になる【続日本紀】
七七六	七年		3/6	美氣（従五位下）大舍人助となる【続日本紀】
七七七	八年		1/25	美氣（従五位下）美作介となる【続日本紀】
七七八	九年		8/20	美氣（従五位下）美作守となる【続日本紀】

七八二	延暦元年	桓武	1/9	美氣、氷上川継の事件に連座し、解任【続日本紀】（注6）
七八六	五年		2/17	美氣（従五位下）彈正弼【続日本紀】嵯峨誕生
七八九	八年		2/4	美氣（従五位下）尾張守となる【続日本紀】嵯峨四歳
七九〇	九年		3/10	美氣（従五位下）尾張守となる【続日本紀】嵯峨五歳
七九一	十年		1/7	美氣、従五位下から従五位上となる【続日本紀】嵯峨六歳
七九六	十五年		10/27	美氣（正五位上）諸陵頭となる【日本後紀】嵯峨十一歳
七九九	十八年		6/16	美氣（従四位下）大膳大夫となる【日本後紀】嵯峨十四歳
八〇六	大同元年	平城	3/17	平城天皇即位 5/19 嵯峨立太子二十一歳
八〇九	大同四年	嵯峨	4/13	嵯峨天皇即位二十四歳 8/11 仁子内親王、伊勢斎宮に卜定【日本後紀】

八二二	十三年		4/16	大原全子所生、源融誕生
八二三	十四年	淳和		嵯峨天皇讓位三十八歳 仁子内親王退下
八二五	六年	淳和	1/8	大原浄子、従五位上から正五位下となる【日本後紀】嵯峨二十八歳
八三三	四年		1/8	大原浄子、正五位下から従四位下となる【日本後紀】嵯峨三十歳
八四一	八年		3/29	大原浄子（散事従三位）薨【続日本後紀】嵯峨五十六歳
八四二	九年		7/15	嵯峨上皇崩御五十七歳
八三三	天長十年		11/18	真甘、正六位上から従五位下になる【続日本後紀】「類聚国史」嵯峨四十八歳

八五〇	嘉承三年	仁明	4/17	真室、正六位上から従五位下となる【文徳実録】源融（従三位・右衛門督）
八五三	仁寿三年	文徳	1/16	真室（従五位下）参河介となる【文徳実録】
八五五	齐衡二年		1/15	真室（従五位下）肥後介となる【文徳実録】
八五六	三年		9/27	真室（従五位下）肥後介となる【文徳実録】源融（参議）
八五九	貞観元年	清和	1/13	真室（散位従五位下）肥後権介となる【三代実録】源融（正三位）
八六〇	二年		11/16	安雄（宮内大丞）従五位下となる【三代実録】
八六一	三年		1/13	安雄（正六位上・宮内大丞）従五位下となる【三代実録】
八六二	四年		1/13	安雄（従五位下）安房守となる【三代実録】

八八八	十年	清和 陽成 光孝	17	真室、散位から従五位上となる
八八九	仁和 五年	宇多	329	仁子内親王薨・源融(従一位・左大臣)

大原氏は敏達天皇に遡ることができ、今城王のときに大原真人姓を賜った(注7)。略系図および今城・美氣・真甘・真室・安雄の足跡を年表にまとめてみた。それを見るといくつか不審な箇所があることがわかる。まず第一は天平宝字八年(七六四)、今城が従五位上に叙位された記事と宝龜二年(七七二)に従五位上に復位されている記事である。

天平宝字八年正月七日条

従五位下柿本朝臣市守、多治比真人木人、忌部宿禰鳥麻呂、中臣朝臣毛人、下毛野朝臣多具比、大原真人今城、石川朝臣豊人、高圓朝臣廣世、藤原惠美朝臣小湯麻呂並従五位上。

宝龜二年閏三月二十八日条

乙卯。無位清原王、乙訓王、並復本位従五位下、無位安倍朝臣息道従四位下、無位多治比真人木人、大原真人今城、並従五位上。

の宇佐八幡神託事件である。道鏡の皇位篡奪を「天つ日嗣は必ず皇緒を立てよ」との神託を奏上して防いだ和氣清麻呂等を称徳天皇が遠流に処した。この事件の直後、十月十日に従五位上奈王が乙訓王の官であった正親正に任官していること、および宝龜二年(七七二)三月二十九日には和氣清麻呂が本位従五位下に復していることから宝龜二年(七七二)に復位した人々はこの事件に連座したのではないかと思われる(注8)。従って大原今城は道鏡事件に連座したために位を奪われたと考えられる。  
第二の不審な点は延暦八年(七八九)と九年(七九〇)に美氣が二回、尾張守に任命されている記事である。

延暦八年二月四日条

二月丁丑。以従五位下大原真人美氣爲尾張守。正五位下高賀茂朝臣諸雄爲参河守。(後略)

延暦九年三月十日条

丙午。以従五位下巨勢朝臣嶋人爲山背守。左衛士佐如故。従五位下藤原朝臣今川爲伊勢介。従五位下大原真人美氣爲尾張守。雅楽頭正五位下文室真人波多麻呂爲参河介。(後略)

これは何らかの錯誤による重複かと思われる。この二つの記事の間の事項を見ても特に美氣が尾張守を罷免或いは辞任したことを窺わせる記事はない。尾張国に關することでは延暦八年(七八九)三月辛酉条に美濃、尾張、参河は

『三代実録』源融(貞觀六年から中納言・按察使)

宝龜二年(七七二)の記事はここに名前の挙がっている人々が何らかの出来事によって位を剥奪されたが、復位したことを示している。これらの人々が同時に復位したということは同じ事件に關わっていたと見なしてよいのではないか。

『続日本紀』には、阿倍息道が神護景雲元年(七六七)三月二十日に従四位下で中務大輔に任官しており、また乙訓王は同年五月十四日に正親正に任官している。つまり、これ以降の出来事による官位の剥奪ということになる。神護景雲元年(七六七)以降に起こった大きな事件といえばまず神護景雲三年(七六九)五月二十五日の不破内親王の京外追放と氷上志計志麻呂の土佐配流が挙げられる。後年、今城の子美氣が氷上川継の事件に連座していることを考えるとこの事件かとも思われる。しかし、このときに処罰された忍坂女王や石田女王の復位は天応元年(七八一)になつてからであるので違うように思われる。  
今一つの大事件は神護景雲三年(七六九)九月二十五日

去年五穀が実らず、飢える者が多かつたので救急稲を置いたという記事があるのみである(注9)。他に入京使の処罰の法を改め在国司も共に罰するという記事が五月十五日条にあるが、それと何らかの關係があるとも思えない。  
林陸朗氏は『完訳注釈續日本紀』注釈語索引・資料の国司(守・介)任官表において延暦九年三月十日条の記事に對して「？」を付されている。  
第三の不審な点は齊衡二年(八五五)と三年(八五六)に真室が続けて二回、肥後介となつている記事である。

齊衡二年正月十五日条

(前略)正五位下高階真人峯緒爲肥後守。従五位下大原真人真室爲肥後介。

齊衡三年九月二十七日条

従五位下大原真室爲肥後介。

『増補六国史・文徳実録』齊衡三年(八五六)九月の頭注には「真室爲肥後介、二年正月丙申紀に重出せり」と書かれていた。何らかの錯誤と思われる。

第四は貞觀二年(八六〇)十一月十六日と同三年(八六一)正月十三日に安雄が二度、従五位下に叙位されている記事である。これは後者の記事にその理由が記されている。

宮内大丞正六位上大原真人安雄。去年十一月十六日關賜爵之日。式部省引列於庭中。而内記漏脱不書位記。

遂以空還。然而 勅賜著緋。是日追賜從五位下告身。  
『三代実録』

貞觀二年（八六〇）十一月に從五位下に叙位されるべきであつたはずが、内記の漏脱によつてされず、翌年正月に勅命により追賜されたという事情による。

第五は齊衡三年（八五六）九月二十七日に真室が肥後介に任命されているにもかかわらず、貞觀元年（八五九）正月十三日の記事では「散位從五位下大原真人真室爲肥後權介」となっている点である。『文徳実録』天安二年（八五八）正月十六日条に「從五位下藤原朝臣正岑爲肥後介」と書かれていることから、遅くともこの時点で真室は「散位」となったわけである（注10）。さらに後に肥後介を取つて代わられ、貞觀元年（八五九）に前の官より下の「權介」になつている。このことから真室は地方官としてさほど有能ではなかつたと思われる。なお、真室は貞觀十年（八六八）正月七日にも、再び「散位」と出ている。これも、前回同様、他の人物にその任を取つて代わられている。貞觀十一年（八六九）、從五位下橘子善が肥後權介になつている。

今城の子孫は大方、六位から五位止まりの介であり、守となつたのは美氣（美作守・尾張守）と安雄（安房守）にすぎない。美氣はこのあまり目立たない一族の中では從四位下まで昇つており、美作守・彈正弼・尾張守・諸陵頭・大膳大夫等を歴任し、氷上川継の事件に名が上がるなど、中級官僚としては活発に行動していたようである。美氣が

あろうか。そうすると真甘・浄子兄弟は祖父今城のもとで成長し、それがために美氣と兄弟ということになつたのであろうか。このところはあくまでも推測の域を出ない。

さて、仁子内親王は大同四年（八〇九）八月十一日に父嵯峨天皇の即位に伴つて伊勢齋宮に卜定され、弘仁二年（八一）九月四日に伊勢へ入つた。そして帝位譲位によつて弘仁十四年（八二四）に退下するまで十二年間在勢した。仁子内親王が齋宮に卜定した時の嵯峨天皇の内親王の状況は次の通りである。

正子内親王	（橘嘉智子所生）	大同四年（八〇九）	誕生
秀子内親王	（橘嘉智子所生）	大同五年（八一〇）	以降の誕生
俊子内親王	同右		
芳子内親王	同右		
繁子内親王	同右		
業子内親王	（高津内親王所生）	大同四年（八〇九）	三歳以下か（注12）
基子内親王	（百濟貴命所生）	不明。	弘仁五年（八一四）から十年（八一九）前後の出生か（注13）。
宗子内親王	（高階河子所生）	不明。	弘仁四年（八一三）以降の出生か（注14）。
有智子内親王	（交野女王所生）	弘仁元年（八一〇）	齋院卜定。四歳。
仁子内親王	（大原浄子所生）	大同四年（八〇九）	齋宮卜定
純子内親王	（文室文子所生）	不明。	

從四位下となつた延暦十八年（七九九）の時点で神野親王（嵯峨天皇）は十四歳であつたから美氣が一族の女子を親王家へ女官として出仕させ官僚としての地歩を固めようとしたとは考えられないだろうか。嵯峨天皇の立坊は大同元年（八〇六）五月十九日、同年三月に平城天皇が即位してからであるので、美氣が浄子の後宮入りまで視野に入れていたかは不明である。ともあれ嵯峨天皇の年齢等を考えると浄子はこの時以降、嵯峨天皇の側に入ったものと推測される。

仁子内親王の生母、浄子は弘仁四年（八一三）正月八日条の叙位の記事に初めてその名が国史に見られ、その後、弘仁六年（八一五）正月八日の昇叙記事、および承和八年（八四一）三月二十九日に薨去の記事がある。薨去の記事に「散事從三位大原真人浄子薨」と書かれており、この「散事」が位階相当の官職を持たない者に用いられる語であることを考えると（注11）、浄子が当初、女官として出仕し、嵯峨天皇の目に留まつたのではないかと考えられる一つの根拠となる。

宝賀氏は美氣の年代から真甘・浄子の父として家継を補つたと述べておられるが、兄弟の年齢が著しく離れる可能性も十分に考えられる。実際、大原浄子と二世代下る全子は同じ嵯峨天皇の後宮に入つている。しかし浄子の子、仁子内親王と全子の子、源融はほぼ一世代ほどの年齢差しかないと思われ、そのため美氣と真甘・浄子の年代が一代理程ずれていても不思議はない。仮に家継を補うとしても、家継のみ六国史にその名があらわれないのは早世でもしたため

齋子内親王（文室文子所生）不明。但し「母同（純子）」と記述があるので純子より年下か。

この中から、齋宮候補と成り得た内親王は業子・仁子・純子内親王の三名である。つまり誕生直後および誕生していなかったと考えられる皇女（正子・秀子・俊子・芳子・繁子・基子・宗子）を除外し、齋子内親王は純子内親王の同母妹なので一応除外でき、有智子内親王は翌年、初代の賀茂齋院に卜定されていることから、すでに大同四年（八〇九）の時点で賀茂齋院の構想があり、有智子内親王を初代齋院にするということが決定していたと考える。

業子内親王は桓武皇女、高津内親王を母とし、仁子内親王は敏達天皇の六世（或いは七世）孫大原浄子を母とし、純子内親王は文武天皇の四世孫文室文子を母とする。いずれも皇統である。

平安初期の齋宮制度はまだ健全に機能していたと考えられ、翌年に賀茂齋院制度が創設されたような平城上皇との間の微妙な政治状況を考えあわせると、この時の齋宮卜定は嵯峨天皇の治世の平らかであることを祈願する重要な意味を持つていたと思われる。では候補と考えられる三名の内親王のうち何故仁子内親王に白羽の矢がたつたのか。齋宮と齋院を同時期に卜定する場合、齋宮が年長である例が圧倒的に多いことをかつて検証した（注15）。そのことから敷衍すると仁子内親王が齋宮に卜定されたことによつて有智子内親王より年長であつた可能性が浮かび上がる。有智子内親王は齋院卜定時、四歳であつたから仁子内親王

はそれより年上とすると卜定時は四歳以上ということになる。ちなみに桓武朝の齋宮の卜定時の年齢を見ると、朝原内親王は三歳、布勢内親王は七、八歳位、大原内親王は不明である。

つまり業子・仁子・純子内親王の確実な年齢がわからないう以上、逆に仁子内親王が齋宮に選ばれたという事実から推測して、仁子内親王はこれら三名の内親王のうち、もっとも年長であり、遠い伊勢へ赴いて任を果たすに相応しいと思われたと考えられないだろうか。更にいえば、皇親系の氏族であるとはいえ弱小の大原氏所生の仁子内親王が賜姓されなかったのはその生まれが非常にはやく、嵯峨天皇にあまり皇子女がいない時であったという推測が成り立つ。ともあれ仁子内親王は嵯峨天皇の譲位まで何事もなく齋宮としての任を果たし、つつがなく帰京した。

仁子内親王に関する直接の記録は史料にあげたとおり、齋宮としての儀式に関するものと、薨伝のみで、弘仁十四年(八二三)六月に嵯峨天皇が譲位したことによって退下した記事以降、亡くなるまで六十六年間の消息は全くわからない。薨去は仁和五年(八八九)一月二十四日である。嵯峨天皇から数えて八代目の宇多天皇の時代であった(注16)。淳和天皇の皇女、寛子内親王のように薨奏されることすらなく消えていった皇女もいる中で(注17)仁子内親王の薨奏が国史に記載されたのは元齋宮というだけの理由であろうか。先に述べたように仁子内親王の後見者たる大原真甘・真室は官吏として有能であるとは到底言い難い。安雄は安房守にはなったが、彼自身が中央政界に入り

もある政治家であった(注21)。仁和五年(八八九)当時、源融は六十八歳(注22)、仁子内親王は八十五歳前後であろうか。元齋宮であると同時に現政権の重鎮である源融との血脈が、長い沈黙の後の薨奏が滞りなく行われた大きな要因であったと考えられる。

(一文字 昭子)

- (注1) 『群書類従』卷六十・系譜部一
  - (注2) 秀子内親王の生母については「皇女総覧(十)」(『瞿麦』八号・平成十年九月)に考察した。
  - (注3) 静嘉堂文庫蔵「百家系図」所収。
  - (注4) 『古代氏族系譜集成』の解説に詳しい。
  - (注5) 『訓読続日本紀』(今泉忠義・昭和六十一年刊・臨川書店)
  - (注6) 『平安時代フルテキストデータベース』(東京大学史料編纂所)による。
- 『万葉集』巻第四・五一九番歌「大伴女郎歌一首」の割注に「今城王之母也今城王後賜大原真人氏也」とある。

佐伯有清氏は『続日本紀』天平十一年四月甲子条に高安王が大原真人の氏姓を賜ったこと、神龜元年(七二四)頃の歌(『万葉集』巻四・五三七番歌から五四二番歌)には「今城王」とあり、天平十五年(七四二)頃の歌(『万葉集』巻八・一六〇四番歌)には「大原真人今城」とあることか

込むことはなかった。ただ、真室は嵯峨源氏、融の外祖父であり、安雄は源融の生母全子の兄弟である。真室が前官の肥後介より下がったとはいえ散位から権介に復帰し、再び散位になったにも関わらず位が上がっていることに、源融の影を感じざるをえない。ただ賜姓源氏は竹内理三氏が「父系列の同族団」といい(注18)、竹内寛氏および赤木志津子氏が融等、賜姓源氏の財力が高い官職によるものであるうと述べられ(注19)、どちらかという父系の繋がりが強いようである。また、その他の論文を見ても、賜姓源氏と母系との繋がりを詳述したものはなく、むしろ天皇に端を発することによる一つの勢力として捉えられているようである(注20)。

仁子内親王が亡くなった仁和五年(八八九)の公卿補任を見ると、関白太政大臣に藤原基経、左大臣源融(嵯峨皇子)以下、藤原良世、源能有(文徳皇子)、源冷(仁明皇子)、源是忠(光孝皇子)、源直(嵯峨皇孫)、藤原有実、橘廣相、源光(仁明皇子)、藤原諸葛、藤原国経、藤原冬緒、在原行平となつてゐる。この年は前年に有名な阿衡事件が一応の決着を見た直後である。藤原氏の勢力が確立しつつあるとはいえ、まだかなりの数の源氏が朝堂におり、勢力を持つていた。

後見がどの程度まで行われるのか不明であるが、仁子内親王と共通の外戚を持つ源融の存在は気になるところである。源融は『大鏡』に陽成天皇退位の後、「近き皇胤をたづねば、融らもはべるは」といった話が伝わるように、藤原氏に押さえられて不遇であったとはいえそれなりの野心

ら今城王が高安王等とともに大原真人の氏姓を賜つたものと考えている。

- (注7) 『続日本紀』延暦元年閏正月十九日条
- (注8) 壬寅。左大弁従三位大伴宿禰家持。右衛士督正四位上坂上大忌寸苅田麻呂。散位正四位下伊勢朝臣老人。従五位下大原真人美氣。従五位下藤原朝臣繼彦等五人。職事者解其見任。散位者移京外。並座川繼事也。自外黨与合卅五人。或川繼姻戚。或平生知友。並亦出京外。
- (注9) 林陸朗氏は『完訳注釈続日本紀』巻第二十三―巻第二十九において清原王と乙訓王の注(三六頁中段)に「事に坐して位を奪われたらしく」と書かれている。
- (注10) 延暦八年三月辛酉条
- (注11) 天安元年(八五七)十一月二十五日に肥後守であった高階峯緒が大蔵権大輔となっている。祖父(或いは大伯父)である美氣は美作介から引き続き、美作守となつてゐるが、真室はそのような昇進は果たせなかったということになる。
- (注12) 『律令制女性史研究』須田春子著
- (注13) 昭和五十三年刊・千代田書房
- (注14) 『皇女総覧四』業子内親王の項に詳述した。
- (注15) 『皇女総覧(十)』
- (注16) 前掲「皇女総覧(十)」
- (注17) 「皇女総覧(四)」(『瞿麦』三号・平成八年四月)
- (注18) 拙稿「王朝物語における皇女たち―『狭衣物語』嵯峨院女官の場合―」

(「中古文学」六十二号・平成十年十一月)

(注16) 嵯峨・淳和・仁明・文徳・清和・陽成・光孝・宇多天皇

(注17) 「皇女総覧(十一)」(「瞿麦」平成十一年六月)

(注18) 『新日本史大系』古代社会

(注19) 竹内寛氏『王朝時代皇室史の研究』

(昭和十一年刊同五十七年復刻版・名著普及会)

赤木志津子氏「賜姓源氏考」(『平安時代の生活と文化』所収・昭和四十一年・講談社)

第6巻・昭和三十年)

(注20) 川崎庸之氏は「嵯峨源氏のうごき」(『日本人物史大系』第一巻・昭和三十六年)において、源氏が出自ゆえに四位あるいは三位に直叙され、すぐに八省の卿や衛府の督の地位を与えられ、はじめから一種の特権的な存在してあらわれてきたために既成の官廷勢力にとっては一つの大きな衝撃であったと述べられ、林陸朗氏は「嵯峨源氏の研究」(『上代政治社会の研究』昭和四十四年)において、「(前略)一方姓を賜わって臣籍に列した皇子たちへの給附は、位階・官職等に附随する諸封禄によって充当されることが予期されたものであろう。勿論、野地の給与や、庄園の施入買得、その他皇室からの給附があつたことは推察されるにしても、基本的には、高位高官への叙任こそが望ましかつたに相違ない。」と述べられ、もとは東大寺の田であつ

### 明子内親王(淳和皇女)

正史における明子内親王の記録は次の一文に尽きる。『文徳天皇実録』斉衡元年(八五四)九月五日条の、彼女の薨伝である。

无品明子内親王薨。親王。淳和太上天皇第七女。母右大臣正二位清原真人夏野之女春子也。

内親王の母・清原春子については、皇女の薨去に付随する形のこの記録以外、正史に名前はない。兄弟に少なくとも瀧雄、澤雄、秋雄の三人が知られるが、春子がこのうち

天武天皇 — 舍人親王 — 三原王 — 小倉王 — 夏野



しかし小倉王は延暦三年(七八四)にやっと「授无位小倉王、石浦王、並従五位下」(『続日本書紀』一月七日条)と記される程度の王族であった。先に挙げた夏野の薨伝には、夏野は小倉王の「第五子」とある。つまり小倉王は五男・夏野の誕生後二年を経てようやく授位されたことになる。小倉王の生没年は不明なので推測の域を出ないが、王

たり、公田とされていた地が源氏の所有となつて

(注21) 『平安人物志』山中裕氏

(一九七四年・東京大学出版会)

(注22) 弘仁一三年(八二二)生まれである。

の誰かと同母であるか否かも不明である。ただ『三代実録』貞観五年(八六三)の瀧雄卒伝に「貞観二年八月。丁母憂解職」、貞観十六年(八七四)の秋雄卒伝に「天安元年冬。母喪去職。服紀未終。詔起之」とあることから、瀧雄と秋雄が生母を異にすることが明らかである。

明子内親王の祖父・清原夏野は『続日本後紀』承和四年(八三七)十月七日条の彼の薨伝に「正五位下小倉王之第五子也。薨時五十六。」と記されているから、逆算すると延暦元年(七八二)の生まれということになる。父の小倉王は天武天皇を曾祖父に持つ王統流であり、夏野自身も当初は繁野王を名乗っていた。

は成人してからも長らく無位にあつたのではないだろうか。極位も正五位下に過ぎない。政治の中核から皇族は閉め出されつつある時代であり、まして桓武帝当時皇統から遠い天武系の末裔である小倉王に、出世の限界は自ずから明らかだったのである。また夏野の母も父親の右馬頭小野繩手(家主)の名が六

国史に見えないことから、小野氏の中で有力な家系とはいえない難かつたであろう。つまり夏野は父方からも母方からも政治的に強力な後見は無かつたのである。

しかし『公卿補任』に依れば、夏野は延暦二十二年（八〇三）に内舎人に任じられて以来、藏人、春宮亮、藏人頭、左中将、参議、と目覚ましいほどの出世を遂げている。これは夏野自身の力量もさることながら、延暦二十三年（八〇四）に小倉王の上表が許されて臣籍降下したことが大きいと思われる。夏野は清原真人姓を名乗り、同時に繁野王を夏野に改めた。「繁野」の音が桓武皇女「滋野」内親王の諱に触れるためである。

さて弘仁元年（八一〇）三月十日、嵯峨天皇によって藏人所が創設されるや、まだ正六位上でありながら、夏野はいわば天皇の秘書官に当たる藏人に任じられた。天皇の信頼の厚さの現れであろう。いかに夏野の信が厚かつたかは、翌年、従五位下を授けられた後に春宮亮に任じられたことから明らかである。

当時の春宮は嵯峨天皇の同母弟・後の淳和天皇である。嵯峨天皇は同母兄・平城天皇と皇位を争つた経緯がある。信頼の置ける人物を皇太弟にいわばお目付役のように侍らせておくことで、不測の事態を回避しようという思惑が含まれていたと思われる。

しかし幸いなことに天皇と皇太弟の仲は安泰であり、夏野は後の淳和天皇の信頼も勝ち得ていたらしい。淳和が即位すると夏野は参議に任じられ、公卿の列に加わつた。夏野の女・春子の入内は、弘仁二年（八一二）の夏野の春宮

亮任官以降であることは間違いないであろうが、この夏野の参議補任からほどなくしての可能性が強いように思われる。

明子内親王がいつ誕生したかは不明だが、従二位右大臣（薨去後正二位追贈）夏野を外祖父に持つ皇女である。夏野存命中は飛ぶ鳥落とす勢いとは行かないまでも、政治的な後見も充分だつたであろう。夏野の死後も伯父である瀧雄・秋雄の後見を死ぬまで受けたことは想像に難くない。瀧雄の極位が従四位上行中務大輔、秋雄のそれは従四位上行右兵衛督兼越前権守と、夏野には遠く及ばないものの、後見者の政治的地位としてはまずまずであろう。

また夏野が天長九年（八三二）に私財を投じて魚住港の修復に当たっていることから、明子内親王は経済的に豊かだつたと思われる。

更に明子内親王は文化的にも、豊かな環境に接していただのではないだろうか。夏野の雙ヶ岡山荘には何度か天皇・上皇の遊獵の際の行幸があり、その折には詩宴が催されたという。夏野は詩を愛好し、『経国集』に作品を残しており、『日本後紀』『令義解』の編纂や『内裏式』の改修にも関わっていたほどである。

つまり、明子は有力皇女とは言えないものの、内親王としては後見・経済・文化とも比較的恵まれた生涯を送つたと想像されるのである。

（柳澤 理恵子）

●史料

※文頭の数字は西暦。〈〉は注。

仁子内親王 母、大原浄子／最終位、無品

皇女。正子内親王。〈割注／太皇太后。恒貞親王母〉。秀子内親王。俊子内親王。芳子内親王。繁子内親王。業子内親王。基子内親王。宗子内親王。有智内親王。仁子内親王。純子内親王。斉子内親王。『皇代記』

809 (大同四年) 八月甲申〔七十一〕。定仁子内親王為伊勢斎。〈頭注／仁子内親王、斎宮記作有智子内親王誤〉

809 (大同四年八月) 甲申〔七十一〕。定仁子内親王為伊勢斎。『類聚國史』卷四神祇四 伊勢斎宮(桓武―嵯峨)

810 (弘仁元年四月) 戊子〔七十九〕。遣使於伊勢大神宮。告定斎内親王之状。『日本紀略』

811 (弘仁二年八月) 辛卯〔七十九〕。斎内親王〔仁子〕禊于葛野川。諸司陪從如常。『日本後紀』

811 (弘仁二年八月) 辛卯〔七十九〕。斎内親王〔仁子〕

子〕禊于葛野川。諸司陪從如常。『日本紀略』

811 弘仁二年八月辛卯〔七十九〕。斎〔仁子〕内親王禊於葛野川。諸司陪從如常。『類聚國史』卷四神祇四 伊勢斎宮(桓武―嵯峨)

811 (弘仁二年) 九月壬辰朔。禁今月祭北辰。舉哀改葬等事。以斎内親王入伊勢也。〈頭注／今月、月旧缺據類史：四：補〉『日本後紀』

811 (弘仁二年) 九月壬辰朔。禁今月祭北辰。舉哀改葬等事。以斎内親王入伊勢也。〈頭注／等事、甲本〔大本〕作事等〉『類聚國史』

811 (弘仁二年九月) 乙未〔七十四〕。斎内親王入伊勢。諸司陪從如常。『日本後紀』

811 (弘仁二年九月) 乙未〔七十四〕。斎内親王入伊勢。諸司陪從如常。『類聚國史』卷四神祇四 伊勢斎宮(桓武―嵯峨)

814 (弘仁) 五年四月戊子〔七十九〕。遣使於伊勢大神宮。告定斎内親王之状也。『類聚國史』卷四神祇四 伊勢斎宮(桓武―嵯峨)

823 (弘仁十四年六月) 丙戌〔七十三〕。天皇御大極殿後

殿。獻幣帛伊勢太神宮。為停定齋內親王也。

『日本紀略』

889 齋宮△仁子內親王（帝第十女大同四年卜定仁和五年正月薨）  
『一代要記』乙集

889 （仁和五年正月）廿四日丙辰。無品仁子內親王薨。  
〔割注／嵯峨先帝之女也。〕 『日本紀略』

889 齋宮。母同秀子（割注／大原氏）（頭注／要記、仁子內親王、帝第十女、仁和五年正月薨）  
『本朝皇胤紹運錄』

明子內親王 母、清原春子（夏野女）／最終位、無品

皇女△氏子內親王△有子內親王△貞子內親王△寬子內親王△崇子內親王△同子內親王△明子內親王△熟子（從四上爲統朝臣） 『皇代記』

皇女氏子內親王（母同恒世伊勢齋宮）△有子內親王（母同上）△寬子內親王（母大野鷹子從四位上貞雄女）△貞子內親王（母同上）△崇子內親王（母橘船子正四位上清野女也）△同子內親王（母丹常子從五位上門成女）△明子內親王（母清原春子夏野大臣女） 『帝王編年記』

854

（齊衡元年九月五日）無品明子內親王薨。親王。淳和太上天皇第七女。母右大臣正二位清原真人夏野之女春子也。 『日本文德天皇實錄』

854 齊衡元九五薨。母右大臣清原夏野女。春子。 『本朝皇胤紹運錄』

854 明子內親王（割注／母清原春子右大臣夏野女齊衡元年九月五日薨） 『一代要記』乙集